

習志野市新庁舎建設基本構想策定市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 習志野市新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）の策定にあたり、新庁舎建設に関する事項について検討・協議するため、習志野市新庁舎建設基本構想策定市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新庁舎建設に関する事項について検討・協議を行い、基本構想案を市長に提案するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員32人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 連合町会に加入している町会の構成員

(2) 市民

(3) 学識経験者

(4) 市の区域内の公的団体等の役員又は職員

3 前項に掲げる委員の選任にあたっては別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱のときから平成24年12月28日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政部資産管理室資産管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。